

# 保存版

保護者の皆様へ

門真市立四宮小学校

## 警報が発令された場合の措置について

みだしのことについて、警報が発令された場合、児童の安全確保のため、下記のような措置をとりますので、ご家庭におかれましてもご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

### <大阪府全域、東部大阪地域または門真市に 「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合 >

気 象 情 報	措 置
1. <u>午前7時現在</u> 上記の警報がどちらか発令されている場合。	・登校を見合わせてください。 ・自宅待機です。
2. <u>午前7時から午前9時までに</u> 上記の警報が両方とも解除された場合。	・午前10時から授業があります。 ・9時15分に集団登校の場所に集まってください。
3. <u>午前9時現在</u> 上記の警報がどちらか発令中の場合。	・臨時休校です。
4. 児童が学校にいる間に、上記の警報がどちらか発令された場合。	・児童は学校に待機ですので、速やかに迎えに来て下さい。

◎学校への問い合わせは、混乱をきたしますので、ラジオ・テレビ等の気象情報に基づいて、ご判断いただきますようお願いいたします。

◎上記の措置は、年間を通じてのものです。

◎上記4の場合は、tetoruにより、連絡いたします。

**その他** 地震等の災害発生時などの場合は、「地震発生時の対応について」をご覧ください。